山形県の最低賃金

【発効日:令和7年12月23日】



ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他 に分類されないはん用機械・装置、化学機械・ 同装置、真空装置・真空機器製造業	時間額 1,070円 58円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	時間額 1,055円 59円
自動車•同附属品製造業	時間額 1,070円 58円
自動車整備業 (自動車分解整備の業務に従事する者に限る)	時間額 1,032円

☆最低賃金引上げの環境整備のための支援策

業務改善助成金 《問合せ先》業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440 (受付時間 平日9:00~17:00) キャリアアップ助成金 《問合せ先》 山形労働局 助成金センター ☎ (023) 666-3614・最寄りのハローワークへ!



【山形働き方改革推進支援センター】 《問合せ先》 公0800-800-3552

社会保険労務士などの専門家が、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、アドバイスを行います。

【最低賃金・最低工賃に関する問合せ先】

山形労働局労働基準部賃金室 ☎ (023) 624-8224・最寄りの労働基準監督署へ!

- ■山形労働基準監督署 ☎ (023) 624-6211
- ■米沢労働基準監督署 ☎ (0238) 23-7120 ■村山労働基準監督署 ☎ (0237) 55-2815
- ■庄内労働基準監督署 ☎ (0235) 22-0714
- ■新庄労働基準監督署 ☎ (0233) 22-0227

※山形県最低賃金が適用されます。

👣 厚牛労働省 山形労働局・労働基準監督署・ハローワーク

☆特定(産業別)最低賃金の適用範囲について

特定(産業別)最低賃金の件名	適用する使用者の範囲	適用除外労働者 この欄に掲げる労働者は、山形県最低賃金が適用になります。
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業時間額:1,070円	ボンブ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。)、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業の主要は純粋持株会社(管理する全子会社を通じてを経済活動がボンプ・圧縮機械・装置製造業、他に分類される用機械建設によりで表別では、一般機械・装置製造業、他に分類されるものに限機械・装置製造業、化学機械・向装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業時間額:1,055円	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は結済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて 行う組線、巻線、かしめ、取付け又は 穴あけの業務 ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、 塗布、選別又は部品の差し、曲げ若し くは切りの業務
自動車・同附属品製造業時間額:1,070円	自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、 補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管 理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動 車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を 営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の 業務に主として従事する者
自動車整備業 (自動車分解整備の業務に従事する者に限る。) 時間額:1,032円 ※山形県最低賃金が適用されます。	自動車整備業(原動機付自転車に係るものを除く。 以下同じ。)、純粋持株会社(管理する全子会社を 通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類され るものに限る。)又は道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)等77条の自動車特定整備事業(道 路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うもの に限る。)を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの

☆最低賃金引上げの環境整備のための支援策

◎業務改善助成金のご案内!

「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行うとともに、事業場内 最低賃金(雇入れ後6か月を経過した労働者のうち、事業場内で最も低い時間額)を一定額(各コースに定める金額)以上引き上げた場合、その 設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度です。

助成対象となる経費は「生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資等」です。なお、交付申請後、労働局の交付決定前に助成対象設備の導 入を行った場合は、助成の対象となりません。また、助成対象経費の区分については交付要綱・交付要領に定められており、経費削減を目的とした経費、職場環境の改善経費など、対象とならない経費があります。

詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認いたださ、必ず最新の交付要綱・交付要領で助成要件をご確認ください。

【問合せ先】業務改善助成金コールセンター コールセンターを開設しております。ご不明点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。 ■ 0120-366-440 受付時間:平日 9:00~17:00

又は 山形労働局 雇用環境・均等室 ☎ (O23) 624-8228

◎キャリアアップ助成金のご案内!

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

非正規労働者の賃金引上げを行う際、「賃金規定等改定コース」や「社会保険適用時処遇改善コース」「短時間労働者労働時間延長支援コー

ス」を活用できる場合があります。 支給要件等の詳しい内容については、担当窓口にお問い合わせください。 【問合せ先】山形労働局 助成金センター ☎ (023) 666-3614 又は 最寄りのハローワーク

◎働き方改革推進支援センター

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間等の労務管理や賃金制度等の見直し、労働関係助成金の活用などについて社会保険労務士など の専門家が相談に応じます。

【山形働き方改革推進支援センター】☎ 0800-800-3552 (山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階)